

行政財産使用許可書

住所

申請者

氏名(名称)

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、次の条件を付して許可する。

年 月 日

つがる西北五広域連合

病院事業管理者 棟方昭博

(使用を許可する行政財産の所在地等)

第1 使用を許可する行政財産は次のとおりとする。

| | | |
|--------|------------------|-----|
| 使用施設名 | | |
| 住所・地番 | | |
| 区分、面積等 | 区分 | 面積等 |
| | | |
| 期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | |
| 使用目的 | | |

(使用目的の指定等)

第2 使用者は、上記使用目的の用に供するものとし、この目的以外に使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料及び納入方法)

第3 使用料は、年額(月額) 円とする。ただし、1年(1月)に満たない場合は、月割計算(日割計算)とする。

2 前項の使用料は、つがる西北五広域連合が発行する納入通知書により指定期日までに納付しなければならない。

(使用料の払戻し)

第4 既に納付した使用料は、次の場合以外は、還付しない。

(1) つがる西北五広域連合又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に使用するため使用許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めによらない理由によりその使用が出来なくなったとき。

(使用財産の維持保全)

第5 使用者は、使用財産を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、使用者が負担する。

(原状変更)

第6 使用者において使用財産の原状を変更しようとするときは、あらかじめ病院事業の管理者の承諾を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第7 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を取り消すことができる。

(1) つがる西北五広域連合又は国若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は公益事業に供する必要があるとき。

(2) 使用料を滞納したとき。

(3) この許可条件に違反したとき。

(4) 不正の方法により許可を受けたとき。

(原状回復義務)

第8 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7の規定により許可を取り消されたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承諾を得たときは、この限りでない。